

令和8年3月16日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年3月16日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	欠	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 長井 里志 鹿島区 櫻井 重政 原町区 佐藤 哲也

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹 次 長 大坪 勇彦 主 査 宮本 達男
副主査 米本 一樹

農地集積課

主 査 遠藤 昌治 主 事 佐藤 丈樹

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 7 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 8 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 9 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 10 号	農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 7	報告第 11 号	違反転用事案の報告について
日程第 8	議案第 21 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 9	議案第 22 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 10	議案第 23 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について
日程第 11	議案第 24 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 12	議案第 25 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 13	議案第 26 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 27 号	農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願出について（県許可分）
日程第 15	議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 16	議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 17	議案第 30 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 18	議案第 31 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 19	議案第 32 号	現況確認証明申請について
日程第 20	議案第 33 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和8年3月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、4番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により、定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号1番委員、2番委員、3番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。2月定例総会以降、特段の報告を要する案件はございませんが、過日、小高区にてみらい農業学校の卒業式が行われ、7名の卒業生がそれぞれの地で、営農活動を今後行うことになっております。今年度は、新たに13名の生徒が1年間学ぶと話を伺っております。以上です。

議 長 次に、日程第3、報告第7号「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。報告が6件ございますが、このうち専決第1号及び第6号の2件については、趣旨が同じのため、一つにまとめた報告とし、また専決第2号から第5号までの4件は、同じ地区に関するものですので、同じく一つにまとめて報告をいただき、審議をお願いいたします。先ず、専決第1号及び第6号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第7号専決第1号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予が4件、不動産取得税徴収猶予が4件、計5名分ございました。詳細につきましては記載のとおりであり、令和8年2月19日付けの専決であります。

続きまして、専決第6号についてご説明いたします。議案書の9ページから10ページになります。先ほど同様、贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予が1件、不動産取得税徴収猶予が1件、計1名分ございました。詳細につきましては記載のとおりであり、令和8年2月27日付けの専決であります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。次に、専決第2号から第5号までについて、事務局からの報告を求めます。

事務局 先ず、報告第7号専決第2号及び専決第3号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が農地の出し手及び受け手の双方からございましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び受け手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。本件に係る結果につきましては、報告第8号にて報告いたします。

続きまして、専決第4号及び専決第5号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。先ほど同様となりますが、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が農地の出し手及び受け手の双方からございましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び受け手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。本件に係る結果につきましては、報告第9号にて報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第8号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の13番委員からの報告を求めます。

13番委員 報告第8号についてご説明をいたします。議案書の11ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る3月5日の午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側で、出し手1名、受け手1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議内容について説明をいたします。出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から、田10アール当たり40万円の希望価

格が提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地について、田10アール当たり40万円で公社が購入することとなりました。売買代金は151万400円となり、公社手数料として1万5,000円を差し引き、支払い額は149万5,400円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から、田10アール当たり40万9,322円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め、154万5,599円となりました。なお、この件は、議案第21号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第9号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の13番委員からの報告を求めます。

13番委員 報告第9号についてご説明をいたします。議案書の12ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る3月5日の午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側で、出し手1名、受け手1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議内容について説明をいたします。出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から、田10アール当たり40万円の希望価格が提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地について、田10アール当たり40万円で公社が購入することとなりました。売買代金は239万2,400円となり、公社手数料として2万4,000円を差し引き、支払い額は236万8,400円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から、田10アール当たり40万8,827円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め、244万5,193円となりました。なお、この件は、議案第21号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第10号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第10号についてご説明いたします。議案書の13ページになります。今回1件の案件がございますが、合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、報告第11号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第11号についてご説明をいたします。議案書の14ページから15ページ、整理番号1番から4番につきまして、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりでございます。まず、整理番号1番ですが、令和3年7月16日付けで3年間の一時転用許可を受け、貸現場事務所用地として使用しておりましたが、農地への復元及び一時転用の再申請を失念し、期間満了後も事業継続しております。今般、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号2番ですが、昭和43年頃に納屋を建築し、その後平成12年に住宅を増築した際、進入路を拡幅し使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号3番ですが、昭和55年頃に住宅敷地として整備し使用しておりました。その後、住宅の売買が行われましたが、譲受人は違反転用状態のまま使用をしております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号4番ですが、平成25年に住宅を建築した際、物置や庭として整備し、現在も使用しております。土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第8、議案第21号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第21号について説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定及び、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の16ページから23ページまでとなります。対象地区は8地区で所有権移転が3件、利用権の設定が34件、再転貸が2件となります。先ず、議案書の17ページ、整理番号1番から3番につきましては、原町区大甕地区における議案第8号及び9号に係る所有権の移転となります。

続きまして、議案書の18ページ、整理番号1番から4番につきましては、原町区益田地区における担い手への集積による新規契約となります。同じく、議案書の18ページ、整理番号5番及び6番につきましては、原町区上太田地区における前契約の満了に伴う新規契約となります。

続きまして、議案書の19ページ、整理番号1番につきましては、原町区益田地区における再転貸契約となります。

続きまして、議案書20ページから22ページ、整理番号1番から22番につきましては、鹿島区寺内地区における前契約の終了に伴う新規契約となります。

続きまして、議案書の22ページ、整理番号23番及び24番につきましては、鹿島区白坂地区における新規契約となります。同じく、議案書の22ページ、整理番号25番から28番につきましては、鹿島区永渡地区における新規契約となります。

続きまして、議案書の23ページ、整理番号1番につきましては、鹿島区南屋形地区における担い手の法人化に係る再転貸契約となります。いずれの案件も、賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第9、議案第22号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。提案者、農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第22号について説明いたします。議案書の24ページから37ページになります。この案件につきましては、南相馬市全地区におきまして、平成29年度に農業振興地域整備計画の総合見直しを実施いたしました。その後、農業振興地域内の対象地に相違のあることが判明し、是正が必要になったことから、農業委員会の意見を求めるものでございます。同様の案件を本年度4月にも提出をしております。今回の対象地は、528筆、45万6,159.30平方メートルとなります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第10、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第23号についてご説明いたします。議案書の38ページになります。今回2件の競売物件があり、全て農地法第3条に関する申請となります。買受適格証明についてですが、農地の競売、公売に参加する際、農地を取得できない者が最高価格の買受人になるのを未然に防止するために、買受適格証明書が必要になります。適格者の承認を受けた方が、競売で落札した場合については、改めて農地法の許可申請を行い、許可指令書を裁判所に提出した場合のみ、正式に落札した農地の権利移動がされることとなっております。今回の買受適格証明願の段階で農地法第3条の許可基準で審議しておりますので、改めて許可申請を行った場合については、当初の証明書交付時の内容と異なっていると認めた時以外、つまりは同じだった場合は、会長専決によりまして指令書を交付してよいかについて

も併せてご審議いただきたいと思います。なお、今回調査を依頼した地区担当農業委員からは、許可要件を満たしているとの報告がございましたので、ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

16番委員 この耕作者については、もともと親戚関係がありまして、この農地については、利用権を設定する前から、耕作をしていることを聞き取りしましたので、付け加えさせていただきます。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

15番委員 裁判所の競売物件の所有権移転の手続きについて、もう少し詳しく説明を願いたいのですが。

事務局 農地に関わる競売案件が発生した場合について説明いたします。まず、裁判所の方から、競売に関わる通知、公告がなされます。そちらを受け取りまして、競売に参加したい方が、農地を求めるような格好となるのですが、農地を農地として使う場合、当然のように農地法第3条の要件を満たさないと、農地の所有権移転はできません。ですので、競売に参加する前に予め農地法第3条の要件を満たすかどうかを、農地を所管する農業委員会に願い出て、その要件を満たしている旨の証明を取得する手続きがございます。なお、今申し上げたのが買受適格証明という制度でございまして、この証明を受けた者が競売に参加することができます。競売に参加した後、買受適格証明を受けた者が、改めて最高入札額で落札した場合、再度農地法第3条の手続きに入るわけですが、農地法第3条の申請は、買受適格証明願の時点で審査をしているわけですので、改めて議案として諮るわけではなく、専決処分とする流れとなっております。以上です。

15番委員 抵当権設定が付いている農地について、抵当権が実行された場合の権利関係の部分でも、やはり似たような形になるのでしょうか。

事務局 抵当権が履行された場合でございますが、裁判所への申し立てという手続きが入りますので、今回のような形で裁判所からの競売扱いとなり、それに対して農業委員会からの買受適格証明の交付という手続きになります。なお、農地から別な地目に移転する場合、農地法第5条を想定する場合についても、同様に買受適格証明の手続きが発生いたします。以上でございます。

15番委員 大変勉強になりました。ありがとうございました。

議長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第11、議案第24号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が2件ありまして、該当案件ごとに審議をいたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。先ず、申請番号1番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、15番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局から申請番号1番の説明を求めます。

事務局 議案第24号申請番号1番についてご説明いたします。議案書の39ページになります。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。15番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。次に、申請番号5番を審議いたします。同じく、9番委員にはこ

の間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号5番の説明を求めます。

事務局 議案第24号申請番号5番についてご説明いたします。議案書の40ページになります。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。9番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第24号の残りの案件についてご説明いたします。議案書の39ページから43ページになります。申請番号2番から13番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。また、事務局で、欠席の4番委員から補足説明を受けていれば、報告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第25号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第25号についてご説明いたします。議案書の44ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当の4番委員が欠席のため、事務局で補足説明を受けていれば、報告を願います。

事務局 特段補足説明はございません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第26号についてご説明いたします。議案書の45ページから46ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。申請番号2番及び4番につきましては、報告第11号の関連であり、違反の追認を得るための案件となります。このうち、申請番号2番については、一時転用期間満了後も農地復元されていない事案であり、違反の発生しました令和6年7月16日から3年間の許可を受けるものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、7番委員。

7 番委員 議案第 26 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 3 月 5 日午前 9 時 30 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 26 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を申し上げます。この案件は、報告第 11 号整理番号 1 番の関連であり、申請内容は記載のとおりとなっております。現地案内図は 2 ページになります。去る 3 月 9 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 3 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 26 号申請番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 3 ページです。去る 3 月 6 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 4 番について、11 番委員。

11 番委員 議案第 26 号申請番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 4 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 3 月 9 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願出について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。議案書の47ページ、申請番号1番について、当事者の住所氏名、土地の所在、取り下げをする理由は記載の通りです。みちのく鹿島球場のサブグラウンド用地として使用する目的で、令和6年10月農業委員会定例総会に上程され、許可相当であると議決され、県で審査中の案件となっております。今般、審査の過程で、農地法施行規則第29条第7号に規定する許可不要事業に該当することが判明したため、申請の取り下げをするものです。なお、農地法施行規則第29条第7号は、地方公共団体が設置する施設で、土地収用法第3条の各号に掲げるものの敷地に供するものが該当いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第28号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分)」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第28号についてご説明いたします。議案書の48ページ、申請番号1番について、当事者の住所氏名、土地の所在、取り消しをする理由は記載の通りです。太陽光発電施設を設置する目的で令和6年11月に転用許可を受けましたが、事業は未実施の状況です。パネルの位置を変更するにあたり、工事負担金の倍増や、工期の延長に伴い売電単価の減額等、収支の観点から事業を断念することと

なり、許可の取り消しをするものとなります。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。2番委員の復席を許します。暫時休議します。

 (休議)

議 長 再開します。次に、日程第16、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第29号についてご説明いたします。議案書の49ページから50ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番及び3番につきましては、報告第11号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、現地調査委員の4番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第29号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページのとおりです。去る3月6日午前9時30分頃より、譲受人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、譲受人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第29号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページになります。去る3月5日午後1時50分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご

審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番について、8番委員。

8番委員 議案第29号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページになります。去る3月6日午前10時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番について、3番委員。

3番委員 議案第29号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る3月13日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第30号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第30号についてご説明いたします。議案書の51ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に太陽光発電施設を設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、12番委員。

1 2 番委員 議案第 3 0 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。申請内容は記載のとおりです。現地案内図は 9 ページになります。去る 3 月 1 2 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 8、議案第 3 1 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 1 号についてご説明いたします。議案書の 5 2 ページから 5 3 ページ、申請番号 1 番から 4 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。いずれの案件とも、同一事業者による申請であり、第 2 種農地に太陽光発電施設を設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番、2 番、3 番について、1 番委員。

1 番委員 先ず、申請番号 1 番につきまして、現地調査を行ってきましたので、ご報告いたします。現地案内図は 1 0 ページです。去る 3 月 1 2 日午後 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号 2 番につきましてご報告させていただきます。現地案内図は 1 0 ページであります。去る 3 月 1 2 日午後 1 時 1 5 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一

般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号3番につきましてご報告させていただきます。現地案内図は10ページです。去る3月12日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第31号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。申請内容につきましては記載のとおりです。なお、現地案内図は11ページになります。去る3月12日午前9時40分頃より、申請者の代理人である行政書士とともに、現地立会調査を実施いたしました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第32号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第32号についてご説明いたします。議案書の54ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請のありました土地5筆を全て非農地と判断いたしました。この件につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番及び2番について、現地調査委員を代表しまして、1番委員から報告を願います。

1 番委員 議案第 3 2 号申請番号 1 番及び 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。去る 3 月 6 日午後 1 時 3 0 分より、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局 1 名、合計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 1 2 ページです。木々が生い茂っており、農地として再生が困難であることから、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 1 3 ページです。こちらも木々が生い茂っており、農地として再生が困難であることから、非農地と判断いたしました。以上 2 件につきまして、皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 0、議案第 3 3 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 3 号についてご説明をいたします。当日配付議案書の 1 ページから 4 ページでございます。先ず、この議案につきましては、農業委員会等に関する法律の規定がございまして、令和 4 年度から毎年度、農地等の利用の最適化活動の目標を設定しております。最適化活動の実施状況及び目標の達成状況につきまして点検、評価を行いまして、結果を公表するとともに、県知事に報告することとされたことから、議案書に記載のとおり、目標の設定等について提案するものでございます。議案書の網掛け部分につきましては、過年度分としての暫定値の数字を載せております。具体的に申しますと、耕地面積は 3 月下旬に農林水産省より公表されますので、本日の定例総会の議案には暫定値で提出しております。この暫定値の取り扱いについては、4 月以降に確定された数字でもって、農業委員の皆様にご報告をいたしますので、よろしくお願いたします。

次に、現時点での主な取り組み目標の内容につきまして、ご説明いたします。議案書 3 ページ、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況につきまして、1 号遊休農地は 1 , 3 2 6 ヘクタールとなります。なお、解消目標面積は目標欄に記載されております。令和 3 年度の遊休農地面積の 5 分の 1 を記入することとなっております。よって、昨年同様 3 8 3 ヘクタールとしております。

次に、4 ページ目をご覧ください。最適化活動の活動目標がでございます。1 か月当たり 6 日で設定をしておりますので、今後とも委員皆様のご協力をお願い申

